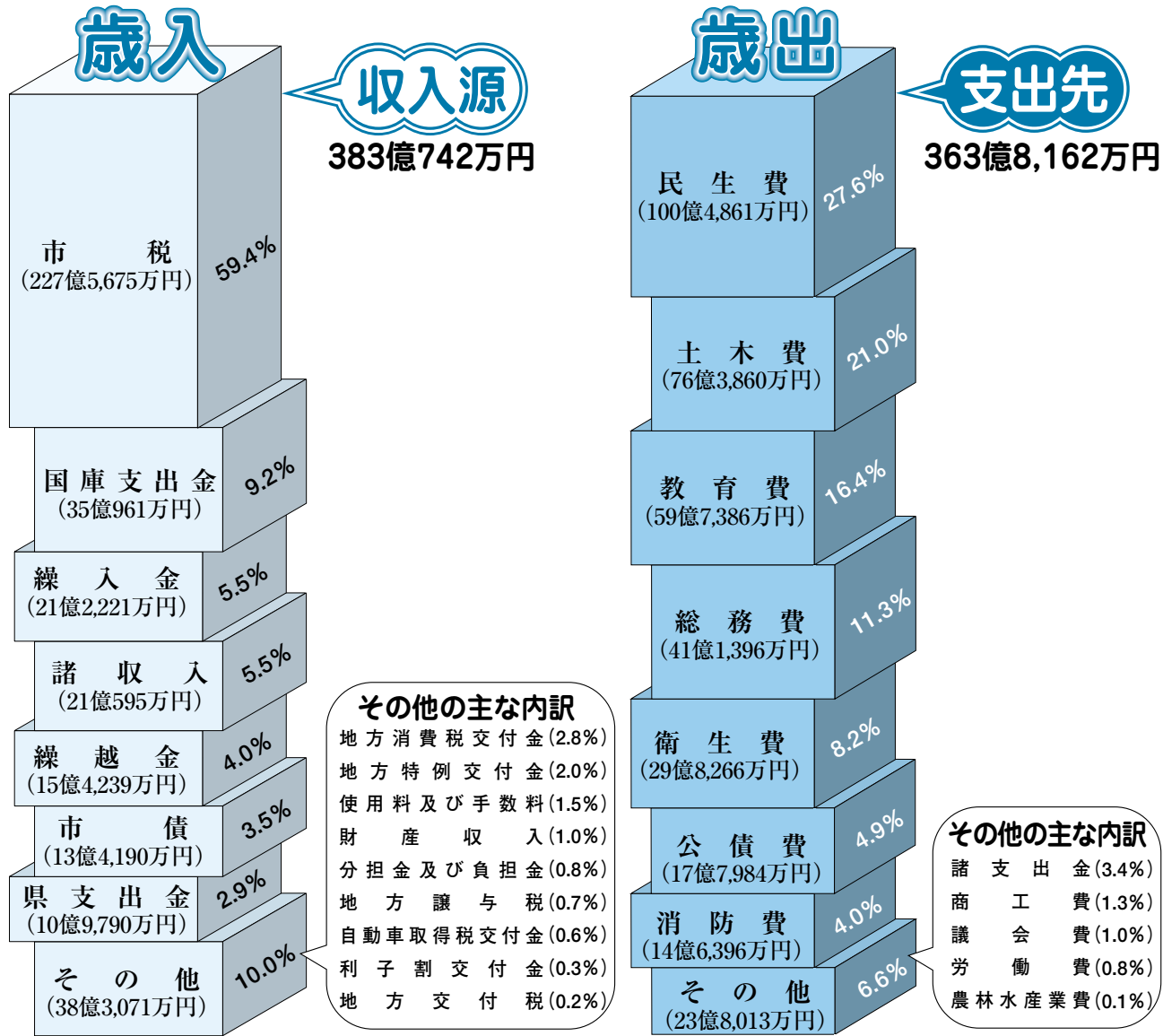


平成15年度 決算

一般会計・特別会計を認定

一般会計



特別会計

会計名	歳入	歳出	会計名	歳入	歳出
国民健康保険	82億2,101万円	80億1,207万円	海外留学奨学事業	748万円	665万円
公共下水道事業	33億6,656万円	32億9,345万円	老人保健	43億6,698万円	43億5,572万円
学童等災害共済事業	179万円	93万円	火災共済事業	736万円	560万円
中小企業従業員退職金等福祉共済事業	3億4,856万円	3億4,719万円	介護老人保健施設等事業	6億3,328万円	5億9,313万円
医療保健センター	5億2,304万円	4億9,412万円	新曽第一土地区画整理事業	26億1,659万円	25億667万円
交通災害共済事業	1,788万円	1,788万円	介護保険	21億2,080万円	20億9,838万円
合計	222億3,132万円	217億3,179万円	合計	222億3,132万円	217億3,179万円

※各会計の合算額は千円以下四捨五入のため、合計と1万円の差があります

人あたりの人口は増やすことが妥当ではないか。②議員への役割期待の変化から、段階的に定数を減らし、議員の権限を拡大するとともに、報酬や政務調査費、立法に関する経費を増額し、公開していくべきではないか。③報酬を削減し、財政負担をなくした上で、むしろ定数を増加し、他の仕事で報酬を受けながら議員活動をしていけるようにした方が、議会の活性化につながる。

がるのではないかと。といった意見などです。議会も率先して痛みを共有することが重要であり、人口増加が依然として続き、将来予測が難しい本市の状況を考慮した場合、1議席減とすることが妥当であるとの結論にいたしました。討論の後、採決に入り、この条例は賛成多数により、原案どおり可決しました。

15年度決算

監査報告

市監査委員

適正で効果的に使われたと認める

歳入歳出決算書、その他の附属書類は、地方自治法に準拠して作成されており、収入役所管の証書類と照合した結果、予算執行は、所期の目的に沿い、適正かつ効果的に執行されたものと認められた。

平成15年度決算は、税金等の伸びが依然として低い中、市民の多様化する行政

需要に幅広く対応するため、経費の節減を図りながら、市民福祉の向上や都市基盤の整備、教育環境の整備など、必要な分野に弾力的に投資されたものであったことが伺える。

決算の実質収支は黒字決算となり、財政運営は総じて安定している。

一般会計の歳入は、前年

度と比べ、減となっている。まず、市税では、市民税、特別土地保有税及び都市計画税が減少しているが、固定資産税、軽自動車税及び市たばこ税は増え、全体では増加に転じている。その他で増となった主なものは、国庫支出金及び繰入金であり、減となった主なものは、財産収入、諸収入及び市債である。

歳出は、前年度と比べ、減となっている。歳出で増の主なものは総務費、土木費及び諸支出金で、減の主なものは、民生費と教育費である。

一般会計、特別会計、水道事業会計、いずれも健全財政が維持されている。歳入の根幹である税収の収納状況は厳しい状況が続いており、今後においても財政状況の好転は難しいものと思われる。

そのためには、市税を初め財源の確保に職員が一丸となり取り組むとともに、事務事業評価を活用し、成果重視を視点とした事業選択を図るなど、簡素で効率的な事務執行に努め、常に将来を見据えた適正な財政運営を心がけることが重要である。

国体夏季大会が開かれる



定例会中の9月11日から4日間、ポートコースでは「彩の国まごころ国体ボート競技」が行われ、熱いドラマが展開されました。

討論

介護保険特別会計歳入歳出決算について討論が行われ、採決の結果、認定しました。要旨は次のとおりです。

反対

日本共産党 岡寄 郁子 議員

平成15年度は3年目の見直しということで、介護保険料の改定が行われた年で、保険料負担が大きくなり、加えて、基準額が引き上げられたため、負担感が強まっています。

15年度決算における普通徴収の収納率は前年度より17%低下しています。こうした状態が続けば、低所得者の高齢者においては、介護サービスが受けられないという事態が生じかねません。引き下げや、据置きを行ったところが多く、月額3000円を超えた市は県内では本市を含め7市しかありません。本市を除く市では保険料の減免が行われています。

賛成

平成会 細井 幸雄 議員

以上の点からも、15年度保険料の見直しにおいては、基準額の引き上げを行うべきではありませんでした。

低所得者への配慮から6段階区分の保険料率を設定し、所得金額900万円以上の第1号被保険者の保険料を引き上げることにより、第1段階や第2段階の低所得者の保険料を低く設定しているとのことであります。

積立金を一部取り崩し、基準額の上げ幅を月額200円に抑えた経過もあり、健全性を維持するためにも、それぞれの所得区分に応じた負担は必要であり、6段階の区分設定や基金の取り崩しなど、介護保険料を抑える努力はされていると考えられます。

基金については、介護給付費の急激な増加に対応するため、介護保険料の大幅なアップを抑制するためにも一定の積立金は必要であると考えます。総合的に勘案して概ね健全に運営されていると認めます。